

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報 第138号

事例1 夫が生前に契約したことがあるという業者が、電話で「通常価格より安くするから」と**健康食品**を**勧めてきた**。すでに常用している健康食品があるからと**断ったのに**、後日商品が**送られてきた**。
(80歳代 女性)

事例2 「注文のあった健康食品を**代金引換で送る**」と電話があった。「**注文した覚えはない**」と伝えると「確かに注文している。代金は**2万円**。支払わないと**訴える**」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに**高い健康食品**を**注文するはずがないのに**、翌日業者が言ったとおり商品が**届いてしまった**。(70歳代 女性)



注文していないのに 健康食品が送られてきた!

ひとこと助言



- 健康食品の電話勧誘販売で、「断ったにもかかわらず商品が送られてきた」「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」という相談が寄せられています。
- 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 勧誘されても必要なければはっきりと断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。
- 商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 困ったときは、速やかにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。